

## 北九州市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の 制定について

### 1 概要（条例制定の理由）

令和6年6月「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」）」により、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正が行われ、乳児等通園支援事業（通称「子ども誰でも通園制度」）に関する規定が創設された。

改正法に基づき、乳児等通園支援事業者（市町村を除く）は、市町村の認可を受けて同事業を実施することとなっているが、令和8年4月からは、この認可を受けていることを前提に、事業者からの申請に基づき、給付の対象となることを本市が確認することとなる。

上記確認を受ける事業者（特定乳児等通園支援事業者）が遵守しなければならない運営に関する基準については、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条第2項の規定に基づき、条例で定めるとされているため、今般制定するもの。

### 2 制定内容

内閣府令に基づき、以下を定めるもの。

(1) 趣旨（第1条関係）

⇒条例制定の趣旨（子ども・子育て支援法の規定に基づくもの）を定める

(2) 定義（第2条関係）

⇒条例上の用語は、法において使用する用語の例によるものとする

(3) 一般原則（第3条関係）

⇒事業者が順守すべき一般原則を定める

(4) 運営に関する基準（第4条関係）

⇒本条例で定めるもののほか、運営に関する基準は、内閣府令で定める基準によるものとする

(5) 委任（第5条関係）

⇒この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

### 3 施行期日

令和8年4月1日